

釧路公共職業安定所発表  
令和4年7月13日（水）

担	釧路公共職業安定所
当	所長 鎌田 英一 統括職業指導官 酒井美智子 電話 0154 (41) 1201 (内線41#)

## 令和3年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

釧路公共職業安定所（所長 鎌田 英一）では、このたび、令和3年「高年齢者雇用状況等報告」（令和3年6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

### I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は98.3%
- ② 65歳定年企業は20.5%

### II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上働ける制度のある企業は39.1%
- ② 70歳以上働ける制度のある企業は38.4%
- ③ 定年制廃止企業は6.2%

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業419社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和3年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページをご参照ください。

## 1 管内における高齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況 <表 1>

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は98.3%となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は1.7%となっている。

**表1 雇用確保措置の実施状況**

		(社、%)		
		①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数		412	7	419
		-	-	-
		98.3%	1.7%	100.0%
31人以上		294	1	295
		(267)	(0)	(267)
		99.7%	0.3%	100.0%
		(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

(参考:北海道)

		(社、%)		
		①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数		9,083	45	9,128
		-	-	-
		99.5%	0.5%	100.0%
31人以上		6,844	12	6,856
		(6,253)	(7)	(6,260)
		99.8%	0.2%	100.0%
		(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

### (2) 雇用確保措置の内訳 <表 2>

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は6.3%となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は23.5%となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は70.1%となっている。

**表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳**

		(社、%)			
		①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数		26	97	289	412
		-	-	-	-
		6.3%	23.5%	70.1%	100.0%
31人以上		19	59	216	294
		(10)	(46)	(211)	(267)
		6.5%	20.1%	73.5%	100.0%
		(3.7%)	(17.2%)	(79.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

(3) 継続雇用確保措置のある企業の状況 <表3>

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は84.8%となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は15.2%となっている。

**表3 継続雇用制度の内訳**

(社、%)

	①希望者全員 65歳以上の 継続雇用制度	②基準該当者65歳 以上の継続雇用制度 (経過措置適用企業)	合計(①+②)
	企業数	245	44
	-	-	-
	84.8%	15.2%	100.0%
	-	-	-
31人 以上	176	40	216
	(168)	(43)	(211)
	81.5%	18.5%	100.0%
	(79.6%)	(20.4%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

**2 65歳定年企業の状況**

定年を65歳とする企業の割合は20.5%となっている。<表4>

**表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況**

(社、%)

	①定年制の 廃止	②65歳以上定年			合計(①+②)	報告した全ての 企業
		65歳	66~69歳	70歳以上		
企業数	26	86	0	11	123	419
	-	-	-	-	-	-
	6.2%	20.5%	0.0%	2.6%	29.4%	100.0%
	-	-	-	-	-	-
31人 以上	19	51	0	8	78	295
	(10)	(43)	(0)	(3)	(56)	(267)
	6.4%	17.3%	0.0%	2.7%	26.4%	100.0%
	(3.7%)	(16.1%)	(0.0%)	(1.1%)	(21.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※②「65歳以上定年」は表2の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

### 3 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の割合は39.1%となっている。《表5》

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の割合は38.4%となっている。《表6》

### 4 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業の割合は17.9%となっている。《表5》

表5 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

							(社、%)			
		①定年制の 廃止	②66歳以上 定年	③希望者全員 66歳以上 継続雇用	④基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤その他66歳 以上まで 働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての 企業
		企業数		26	11	38	53	36	75	128
	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	6.2%		2.6%	9.1%	12.6%	8.6%	17.9%	30.5%	39.1%	100.0%
31人 以上		19	8	27	41	25	54	95	120	295
		(10)	(3)	(18)	(21)	(16)	(31)	(52)	(68)	(267)
		6.4%	2.7%	9.2%	13.9%	8.5%	18.3%	32.2%	40.7%	100.0%
		(3.7%)	(1.1%)	(6.7%)	(7.9%)	(6.0%)	(11.6%)	(19.5%)	(25.5%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表6 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

							(社、%)			
		①定年制の 廃止	②70歳以上 定年	③希望者全員 70歳以上 継続雇用	④基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤その他70歳 以上まで 働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての 企業
		企業数		26	11	35	53	36	72	125
	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	6.2%		2.6%	8.4%	12.6%	8.6%	17.2%	29.8%	38.4%	100.0%
31人 以上		19	8	24	41	25	51	92	117	295
		(10)	(3)	(18)	(19)	(14)	(31)	(50)	(64)	(267)
		6.4%	2.7%	8.1%	13.9%	8.5%	17.3%	31.2%	39.7%	100.0%
		(3.7%)	(1.1%)	(6.7%)	(7.1%)	(5.2%)	(11.6%)	(18.7%)	(24.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。